

入管庁総訓第 3 号

本 庁 部 課 長

出入国在留管理庁行政文書管理規則（平成 31 年入管庁総訓第 1 号）第 35 条の規定に基づき，出入国在留管理庁行政文書取扱規則を次のように定める。

平成 31 年 4 月 1 日

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子
(公印省略)

出入国在留管理庁行政文書取扱規則

目次

第 1 章 総則

第 1 節 通則（第 1 条—第 3 条）

第 2 節 行政文書取扱体制（第 4 条—第 7 条）

第 2 章 文書の接受（第 8 条—第 10 条）

第 3 章 起案文書等の作成及び決裁（第 11 条—第 21 条）

第 4 章 行政文書の施行

第 1 節 通則（第 22 条—第 26 条）

第 2 節 官報掲載，閣議請議（第 27 条—第 29 条）

第 5 章 雑則（第 30 条・第 31 条）

附則

様式

別表第一 決裁事項及び決裁者の表

別表第二 文書記号の表

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(目的)

第 1 条 この規則は，出入国在留管理庁行政文書管理規則（平成 31 年入管庁総訓第 1 号。以下「管理規則」という。）第 35 条の規定に基づき，出入国在留管理庁本庁（以下「本庁」という。）における行政文書の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(他の規則等との関係)

第 2 条 行政文書の取扱いについては，別に定めるものを除くほか，この規則に定めるところによる。

(用語の定義)

第 3 条 この規則における用語の定義は，次のとおりとする。

- (1) 「行政文書」とは，管理規則第 2 条第 5 号に規定する文書をいう。
- (2) 「部」とは，出入国管理部及び在留管理支援部をいう。「部長」とは，部の長をいう。
- (3) 「課」とは，総務課，政策課，参事官，出入国管理部出入国管理課，同部

審判課，同部警備課，在留管理支援部在留管理課，同部在留支援課及び同部情報分析官をいう。「課長」とは，課の長をいう。

- (4) 「室」とは，総務課情報システム管理室，政策課外国人施策推進室，出入国管理部出入国管理課難民認定室及び在留管理支援部在留管理課在留管理業務室をいう。「室長」とは，室の長をいう。
- (5) 「課室」とは，課及び室をいう。「課室長」とは，課室の長をいう。
- (6) 「他府省等」とは，出入国在留管理庁及び所管各庁以外の国の機関をいう。
- (7) 「文書管理システム」とは，管理規則第 2 条第 8 号に規定する文書管理システムをいう。
- (8) 「電子文書」とは，行政文書のうち電磁的記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう（第 8 条第 4 号及び第 10 条第 4 項を除く。）。
- (9) 「決裁」とは，所要の手續を経た上で，権限を有する者が承認又は確認することにより行政機関の意思決定を行うことをいう。
- (10) 「起案文書」とは，決裁を求めるために起案した行政文書をいう。
- (11) 「供覧文書」とは，上司等の閲覧のために起案した行政文書をいう。
- (12) 「報告文書」とは，上司等に報告するために起案した行政文書をいう。
- (13) 「施行」とは，決裁により決定した意思が表示された行政文書を，権限を有する者（出入国在留管理庁又は部その他の内部組織を含む。）の名義により，出入国在留管理庁内部又は外部へ送り又は示すことをいう。
- (14) 「電子施行」とは，文書管理システム又は本省内 LAN システム（文書管理システム以外に法務省において運用されているシステム（本庁と所管各庁間で運用されているシステムを含む。）をいう。以下同じ。）を用いて電子文書を送信することにより施行することをいう。
- (15) 「紙施行」とは，郵便若しくは公文書交換センターを利用した使送又はその他の方法を用いて行政文書（電子文書を除く。）を発送することにより施行することをいう。

第 2 節 行政文書取扱体制

（行政文書取扱責任者の設置）

第 4 条 課室にそれぞれ当該課室長が指名する行政文書取扱責任者 1 名を置く。

（行政文書取扱責任者の任務）

第 5 条 行政文書取扱責任者は，常に当該課室における行政文書の取扱状況を把握し，当該課室の文書処理がこの規則の定めるところにより適正に運営されるよう当該事務を指導する。

（取扱状況）

第 6 条 行政文書の取扱状況の把握は，文書管理システムにより行うものとする。ただし，第 11 条第 2 項に規定する方法により作成する行政文書については，別に定める方法により取扱状況を把握するものとする。

2 総務課長は，必要と認めるときは，課室における行政文書の取扱状況について照会し，回答を求めることができる。

（行政文書の取扱いに用いる番号）

第 7 条 この規則に定める行政文書の取扱いに用いる番号は、暦年で更新するものとする。

第 2 章 文書の接受

(文書接受の所管)

第 8 条 総務課は、文書の接受を主管する。ただし、課室（総務課を除く。）が、次に掲げる方法により直接文書を受領したときは、原則として、当該課室において第 10 条に定める受付の手続を行うものとする。

- (1) 使送を受け、又は会議等により受領したとき。
- (2) 陳情、建議等により受領したとき。
- (3) ファクシミリにより受領したとき。
- (4) 電子文書（行政文書以外の文書を含む。第 10 条第 4 項において同じ。）を受領したとき。

(総務課における処理)

第 9 条 総務課は、文書を受領したときは、速やかにこれを名宛ての課室に送付するものとし、当該文書が封書である場合にあっては、開封せずに送付するものとする。

2 総務課は、受領した文書のうち、長官、次長、審議官又は部長宛てのもの及び所管課室が明らかでないものについては、当該文書の内容を確認した上で、次の各号により処理するものとする。

- (1) 長官、次長、審議官又は部長への閲覧又は報告を要する必要があると認められる文書で緊急を要するものは、速やかに総務課長を通じて閲覧又は報告を行う。
- (2) 総務課以外の課室に送付すべき文書は、文書管理システムに所要の事項を入力した上で、所管課室に送付する。

ただし、文書管理システムへの入力により難い相当の理由がある場合は、あらかじめ課室長の承認を得て別に定める帳簿に記入又は入力することにより、文書管理システムへの入力に代えることができる。

- (3) 前号の場合において、二つ以上の課室に関係のある文書は、当該課室に原本又はその写しを送付する。

3 前項の処理に当たり、所管課室が明らかでない文書の所管は、総務課長が定めるものとする。

(文書の受付)

第 10 条 課室は、第 8 条ただし書に定めるところにより文書を受領したとき及び前条により文書が送付されたときは、速やかに、当該文書が当該課室の所管に関する文書であることを確認するものとする。

2 課室は、前項により確認を行った文書については、文書管理システムに所要の事項を入力し、受付番号を登録するとともに、当該文書の余白に受付印（様式第 1 号）を押印し、受付番号を記入するものとする。

ただし、文書管理システムへの入力により難い相当の理由がある場合は、あらかじめ課室長の承認を得て別に定める帳簿に記入又は入力することにより、文書管理システムへの入力に代えることができる。

- 3 図書印刷物又は軽微な内容の文書は、前項の手続を省略することができる。
- 4 第1項の文書が電子文書である場合には、受付印の押印及び受付番号の記入は要しない。

第3章 起案文書等の作成及び決裁

(起案文書の作成)

第11条 起案文書は、原則として、文書管理システムを用いて作成するものとする。

- 2 持ち回りの方法により決裁を受ける必要がある起案文書の作成その他文書管理システムを用いて行うことが適当でない起案文書の作成は、起案用紙(様式第2号)又は文書管理システムから出力した起案用紙を用いて行う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、軽微な内容について指示又は確認等を求める起案文書は、本省内LANシステム等を用いて作成することができる。

(決裁の方法)

第12条 前条第1項により作成された行政文書の決裁(第15条の代決を含む。)は、必要な承認及び決裁を行ったことを文書管理システムに記録することにより行うものとする。

- 2 前条第2項に規定する方法により作成された行政文書の決裁(第15条の代決を含む。)は、所定の箇所への押印等により行うものとする。
- 3 前条第3項の決裁は、本省内LANシステム等において決裁の意思を表示することにより行うものとする。

(課長以上の決裁を要する決裁事項及び決裁者)

第13条 課長以上の決裁を要する決裁事項及び決裁者は、別表第一に定めるところによる。ただし、同表により大臣以外の者を決裁者とする行政文書について、特別の事情があるときは、その上位の者がそれぞれ決裁をすることを妨げない。

(決裁の手続)

第14条 長官及び次長の決裁は、所管部長(部に属する課室が起案するものに限る。)、課室長及び関係部長、課室長の承認を経た上及び審議官(総合調整担当)及び次長(長官の決裁に限る。)の承認を要するものとする。ただし、長官及び次長の決裁に係るもののうち、政策課に属するものであって、国際・危機管理に関するものは、審議官(国際担当)の承認を要するものとする。

- 2 課長を決裁者とする行政文書で、その内容が軽微なものについては、別に長官の承諾を得て、課長の定めるところにより、所管の室長を決裁者とすることができる。
- 3 第1項の規定により承認を経るべき者につき、不在その他特別の理由により、その者の承認を経ることができない場合であって、緊急の必要があるときは、その者の承認を省略することができる。この場合においては、適宜の方法により、遅滞なくその者にその旨を報告するものとする。

(代決)

第15条 次の各号に掲げる決裁者につき、不在その他特別の理由によりその決裁を受けることができない場合であって、緊急の必要があるときは、それぞれ

当該各号に定める者が代決することができる。ただし、決裁者があらかじめ代決してはならないと指定したものについては、この限りでない。

- (1) 長官 次長（次長の不在その他特別の理由によりその決裁を受けることができない場合であって、緊急の必要があるときは、審議官（総合調整担当）
- (2) 次長 審議官（総合調整担当）
- (3) 部長 所管課長又は当該部長があらかじめ指定する者
- (4) 課長 当該課長があらかじめ指定する者

2 前項の規定により代決した者は、遅滞なく当該決裁者にその旨を報告するものとする。ただし、あらかじめ決裁者の指示を受けて代決した場合は、この限りでない。

（文書番号の登録）

第16条 決裁を完了した行政文書の文書番号は、文書管理システムにより登録する。

2 前項の文書番号は、別表第二に定める記号を付した番号とする。

（合議）

第17条 他課室の所掌事務に係る起案文書は、所管課長の決裁又は承認を受けた後、関係の課室に合議するものとする。

2 前項の合議は、あらかじめ関係の課室と意見の調整を図り合意したときは、省略することができる。

3 合議を受けた課室が、起案文書について修正の必要を認めるときは、所管課室と調整を行うものとする。

4 他府省等に合議する場合は、その起案及び合議の方法等について、あらかじめ当該府省等と協議するものとする。

（文書審査）

第18条 次長以上の決裁を必要とする起案文書は、総務課の文書審査を受けるものとする。

2 第11条第2項に規定する方法により作成された起案文書であって、緊急に処理する事情等があるときは、前項の規定にかかわらず、文書審査を省略することができる。

（大臣等の決裁を要する場合）

第19条 大臣、事務次官又は官房長の決裁を要する行政文書の決裁は、第14条第1項の規定の例により長官の承認を経た上で、法務省行政文書取扱規則（平成26年法務省秘法訓第1号）第3章の例による。

（供覧文書等）

第20条 供覧文書及び報告文書の取扱いは、起案文書の取扱いに準ずるものとする。

（決裁の特例）

第21条 総務課長は、決裁を要する行政文書を査閲し、内容軽微その他特別の理由により、通常の規定による決裁手続を経ることを要しないと認めるときは、当該決裁者の決裁を完了したものとして処理することができる。

第4章 行政文書の施行

第1節 通則

(施行名義)

第22条 第13条に定める決裁事項の決裁を完了した行政文書で施行を要するものは、所管課室において施行のための手続を終えた上で、別表第一の施行名義により施行するものとする。ただし、名宛人との関係において適当な場合には、所管課室の課室長等を施行名義とすることができる。

2 行政文書の施行名義及び名宛人は、次の各号に掲げる場合を除き、氏名を省略して官職名のみとすることができる。

- (1) 署名又は記名することが特に法令等で定められている場合
- (2) 処分又は命令に関する行政文書である場合
- (3) 重要な行政文書である場合

(出入国在留管理庁内部への施行)

第23条 出入国在留管理庁内部に行政文書を施行する場合は、電子施行によるものとする。ただし、特別な事情が認められるときは、紙施行によることができる。

(出入国在留管理庁外部への施行)

第24条 出入国在留管理庁外部に行政文書を施行する場合は、紙施行によるものとする。ただし、特別な事情が認められるときは、電子施行によることができる。

(公印及び契印)

第25条 行政文書を紙施行するときは、施行すべき行政文書に施行名義の公印(出入国在留管理庁公印規程(平成31年入管庁総訓2号))に規定されているものに限る。)を押印しなければならない。

- 2 第11条第2項に規定する方法により作成し決裁を完了した行政文書を紙施行するときは、前項の規定による公印の押印に加え、施行すべき行政文書とその起案文書にわたって契印(様式第3号)を押印しなければならない。ただし、発送先が多数であり、契印を押した原本を用いて印刷し、発送すべき文書を作成した場合における各行政文書については、この限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第23条ただし書の定めるところにより紙施行を行うときは、原則として、当該行政文書に公印省略の旨を付記することにより、公印及び契印の押印を省略するものとする。ただし、当該行政文書に公印を押印すべき特別な事情がある場合はこの限りでない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、前条本文の定めるところにより紙施行を行う場合において、特別な事情が認められるときは、当該行政文書に公印省略の旨を付記することにより、公印及び契印の押印を省略することができる。
- 5 行政文書を電子施行するときは、当該行政文書に公印省略の旨を付記することにより、公印及び契印の押印を省略するものとする。

(発送の事務)

第26条 行政文書の発送は、次の各号に掲げる場合については、原則として総務課が発送の準備を行い、法務省大臣官房秘書課に持ち込むものとする。

- (1) 郵便により発送する場合
- (2) 公文書交換センターを利用して使送により発送する場合

第 2 節 官報掲載，閣議請議

(官報掲載についての取扱い)

第 27 条 所管課室は，告示，訓令その他の事案で官報に掲載するものについて決裁が完了したときは，起案文書とともに官報原稿（電磁的記録を含む。以下同じ。）を法務省大臣官房秘書課に送付する。

(官報掲載後の処理)

第 28 条 官報原稿が官報に掲載されたときは，次の各号により処理するものとする。

- (1) 総務課は，当該事案の掲載を確認し，出入国在留管理庁告示及び訓令については，それぞれ告示原簿（様式第 4 号）又は訓令原簿（様式第 4 号）に必要事項を記載する。
- (2) 所管課室は，官報の掲載内容を起案文書と速やかに照合し，両者の相違その他不備が判明したときは，直ちに総務課を経由の上，法務省大臣官房秘書課にその旨を報告するものとする。

(閣議請議についての取扱い)

第 29 条 所管課室は，閣議請議に係る事案については，閣議に付議すべき法律案又は政令案及びその他参考資料等を作成し，閣議請議書とともに法務省大臣官房秘書課に送付する。

第 5 章 雑則

(再度決裁を経ない決裁終了後の起案文書の修正の禁止)

第 30 条 起案文書の内容を決裁終了後に修正することは，修正を行うための起案文書を作成し，改めて決裁を経なければ，これを行ってはならない。

- 2 前項の決裁には，当初の起案文書からの修正の箇所，内容及び理由を記載した資料を添付しなければならない。
- 3 施行が必要な文書を修正したときは，第 1 項の決裁における文書番号及び施行日により施行することとする。
- 4 第 1 項の修正の内容が，客観的に明白な計算違い，誤記，誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤りに係るものであるときは，第 14 条の規定にかかわらず，承認を要する者（所管課長を除く。）の承認を省略することができる。この場合においては，適宜の方法により，遅滞なくその者にその旨を報告するものとする。

(細目)

第 31 条 この規則の実施に関する細目は，総務課長が定める。

附 則

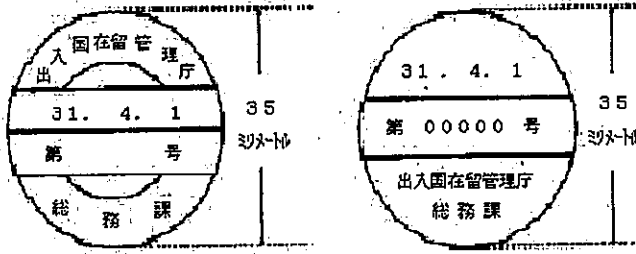
(施行期日)

第 1 条 この規則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規則の施行の際現に法務省行政文書取扱規則（平成 26 年法務省秘法訓第 1 号）に基づき取扱われている文書については，なお従前の例による。

様式第 1 号 (第 10 条関係) (受付印)



出入国在留管理庁
31. 4. 1
第 号
総務課

35
シメートル

31. 4. 1
第 00000 号
出入国在留管理庁
総務課

35
シメートル

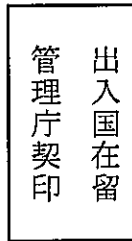
(備考) 配字は例として示したものである。

様式第 2 号 (第 1 1 条関係) (起案用紙)

決裁・供覧・報告

件名				文 書 番 号		
				年	第	号
伺い文						
起案	起案日	年 月 日		受付日	年 月 日	
	部署			決裁	決裁処理期限日	
					決裁日	年 月 日
	起案者			施行	施行処理期限日	
連絡先(内線)			施行日		年 月 日	
分類名称	大分類			施行	施行先	
	中分類				施行者	
	名称(小分類)				取扱上の注意	
取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け	
	秘密期間終了日	年 月 日			取扱制限	
	指定事由			保存	行政文書保存期間	
					保存期間満了日	
決裁・供覧・報告欄	長官	次長		審議官 (総合調整担当)		
	起案課室					
備考欄						

様式第 3 号 (第 25 条関係) (契印)



30 ミリメートル

13
ミ
メートル

(備考) 配字は例として示したものである。

様式第 4 号 (第 27 条関係) (告示原簿, 訓令原簿)

登 録		件 名	文書番号	公布の日	施行の日	備考
月日	番号					
.				
.				
<hr/>						

別表第一（第 13 条関係）

番 号	決 裁 事 項	決 裁 者	文 書 施 行 名 義 者
1	法律案，政令案，質問主意書の答弁書案その他の閣議提出案に関する事（内閣法 4 条，国家行政組織法 11 条，国会法 75 条 2 項等）	大 臣	大 臣
2	省令（国家行政組織法 12 条等），法務省告示（同 14 条 1 項等）及び大臣訓令（同条 2 項等）の制定及び改廃の申請に関する事		
	重要なもの	大 臣	大 臣
	一般のもの	長 官	長 官
3	告示及び訓令（法務省告示及び大臣訓令を除く。）の制定及び改廃	長 官	長 官
4	通達（同 14 条 2 項等），指示，通知，照会，回答及び承認等		
	特に重要なもの	長 官	長 官
	重要なもの	長 次 長	長 次 長
	一般のもの	部 長 又は課長	部 長 又は課長
5	上申，建議，報告，請願（請願法 5 条）及び陳情等に関する事		
	特に重要なもの	長 官	長 官
	重要なもの	長 次 長	長 次 長
	一般のもの	部 長 又は課長	部 長 又は課長
6	施策の企画，立案及び実施		
	特に重要なもの	大 臣	大 臣
	重要なもの	長 官	長 官
	一般のもの	長 次 長	長 次 長
7	他府省からの法令案，条約案の協議に関する事。		
	重要なもの	長 官	長 官
	一般のもの	又は次長 部 長 又は課長	部 長 又は課長
8	国会等に対する資料の提出に関する事。		

	重要なもの 一般のもの	大 臣 官 房 長 又は長官	官 房 長 官 房 長
9	質問主意書の答弁書案（1に該当するものを除く。）に関すること。 答弁書の作成を要するもの 答弁書の作成を要しないもの 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 事務次官 長 官 又は次長 部 長 又は課長	長 官 事務次官 長 官 長 官
10	法務省，検察庁及び他省庁との連絡及び協議等 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	長 官 次 長 部 長 又は課長	長 官 次 長 部 長 又は課長
11	外国政府及び国際団体との連絡，交渉及び協議等 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 事務次官 又は長官 部 長 又は課長	大 臣 事務次官 又は長官 部 長 又は課長
12	法令に基づき長官が行う協議，同意，回答等（この別表第一において別に定めるものを除く。） 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	長 官 次 長 部 長 又は課長 長 官 又は次長 長 官	長 官 次 長 部 長 又は課長 長 官
13	法令の解釈及び運用に関すること。	長 官 又は次長 長 官	長 官
14	長官祝辞等	長 官	長 官
15	会同の開催 各庁の長等 課長，首席等 その他	長 官 次 長 部 長 又は課長	長 官 次 長 部 長 又は課長
16	会議，協議会及び打合せ会等の開催 特に重要なもの	長 官	長 官

	重要なもの 一般のもの	次 長 部 長 又は課長 長 官 又は次長 長 官 又は次長	次 長 部 長 又は課長 長 官
17	後援等名義依頼に関すること。		
18	国立公文書館に対する移管元行政機関による特定歴史公文書等の利用請求(公文書等の管理に関する法律24条)	長 官 次 長 又は課長 課 長	長 官 長 官
19	情報公開に関する事項 開示・不開示の決定及び通知(行政機関の保有する情報の公開に関する法律9条) 重要なもの 一般のもの	長 官 次 長 又は課長 課 長	長 官 長 官
	延長の措置及び通知(同10条2項)	課 長	長 官
	処理期限の特例に関する措置及び通知(同11条)	課 長	長 官
	事案の移送及び通知(同12条1項, 12条の2・1項)	課 長	長 官
	第三者に対する意見書提出の機会の付与及び反対意見書を提出した第三者に対する通知(同13条)	課 長	長 官
	開示実施手数料の減額又は免除の措置(同16条3項)	課 長	長 官
	審査請求の受理並びに情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び通知(同19条)	課 長	長 官
	審査請求に対する裁決(行政不服審査法45条, 46条, 47条, 49条)		
	情報公開・個人情報保護審査会の答申と異なる裁決をするもの	長 官	長 官
	上記以外のもの	課 長	長 官
20	個人情報に関する事項 利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用及び提供並びに提供を受ける者に対する措置要求に関すること(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条, 9条)。 開示・不開示の決定及び通知(同18条)	課 長	長 官
	重要なもの	長 官	長 官
	一般のもの	次 長 又は課長	長 官

	延長の措置及び通知（同19条 2 項）	課	長	長	官
	処理期限の特例に関する措置及び通知（同20条）	課	長	長	官
	事案の移送及び通知（同21条 1 項, 22条 1 項）	課	長	長	官
	第三者に対する意見書提出の機会の付与及び反対意見書を提出した第三者に対する通知（同23条）	課	長	長	官
	開示請求手数料の免除の措置（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律29条 1 項により読み替えられて適用される行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律26条 2 項）				
	訂正・不訂正の決定及び通知（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律30条）				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
	延長の措置及び通知（同31条 2 項）	課	長	長	官
	処理期限の特例に関する措置及び通知（同32条）	課	長	長	官
	事案の移送及び通知（同33条 1 項, 34条 1 項）	課	長	長	官
	保有個人情報提供先に対する通知（同35条）	課	長	長	官
	利用停止・不利用停止の決定及び通知（同39条）				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
	延長の措置及び通知（同40条 2 項）	課	長	長	官
	処理期限の特例に関する措置及び通知（同41条）	課	長	長	官
	審査請求の受理並びに情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び通知（同43条）	課	長	長	官
	審査請求に対する裁決（行政不服審査法45条, 46条, 47条, 49条）				
	情報公開・個人情報保護審査会の答申と異なる裁決をするもの	長	官	長	官
	上記以外のもの	課	長	長	官
21	特定個人情報保護評価に関すること（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律27条 1 項, 2 項, 4 項）。	課	長	長	官
22	特定秘密の保護に関すること。 特定秘密の指定, 指定の有効期間及び解除等				

	<p>に関すること。</p> <p>特定秘密を指定すること（出入国在留管理庁特定秘密保護規程 8 条）。</p> <p>特定秘密の指定の有効期間を延長すること（同14条）。</p> <p>特定秘密の指定を解除すること（同18条）。</p> <p>内閣保全監視委員会等に対する報告に関すること（同42条 4 項， 45条 3 項）。</p> <p>特定秘密の提供等の承認（同49条， 51条）</p> <p>特定秘密の保護に関すること（上記以外のもの）</p> <p>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（以下「運用基準」という。）又は出入国在留管理庁特定秘密保護規程において特定秘密管理者，適性評価実施責任者，苦情処理責任者又は通報処理責任者が権限を有するものと定められているもの</p> <p>特定秘密の保護に関する法律，特定秘密の保護に関する法律施行令，運用基準，上記規程に掲げられた事項に関するもの</p> <p>重要なもの</p> <p>一般のもの</p>	長	官	長	官
		長	官	長	官
		長	官	長	官
		長	官	長	官
		次	長	長	官
		(適性評価実施責任者)		又は次長	
		(苦情処理責任者)		(適性評価実施責任者)	
		(通報処理責任者)		(苦情処理責任者)	
		部長又は課長		(通報処理責任者)	
		(特定秘密管理者)		部長又は課長	
				(特定秘密管理者)	
		長	官	長	官
		次	長	長	官
				又は次長	
23	私事海外渡航の承認	長	官	長	官
	課長以上の職員	長	官	長	官
	上記以外の職員	課	長	課	長
24	災害補償に関すること	課	長	課	長
25	財形貯蓄に関すること	課	長	課	長
26	健康管理に関すること	課	長	課	長
27	組織及び定員に関すること	長	官	長	官
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	課	長
28	組織改正・定員増減要求書等の作成・提出に関すること	長	官	課	長
29	他省庁主催の研修への派遣に関すること	課	長	課	長
30	職員の営利企業への就職等へに関すること	課	長	課	官
31	職員の兼業に関すること	課	長	課	官
32	欠員の補充に関すること	課	長	課	長
33	定員関係統計報告の作成・提出に関すること	課	長	課	長
34	管理職員等の範囲に関すること	長	官	長	官

35	職員の懲戒処分及び訓告等の措置に関すること 長官の任命権に属する職員	長官	長官
	委任を受けた任命権者の任命権に属する職員	長官	長官
36	国家公務員倫理法令に関すること	長官 (倫理監督官)	長官 (倫理監督官)
37	職員の表彰及び賞じゅつに関すること	長官	長官
38	職員の任免及び分限に関すること 長官の任命権に属する職員	長官	長官
	委任を受けた任命権者の任命権に属する職員	長官	長官
39	特定官職への任用について人事院の承認を求め ること	長官	長官
40	外国人技能実習機構の理事長及び監事の任免	大臣	大臣
41	難民審査参与員の任免	長官	長官
42	入国者収容所等視察委員会の任免	長官	長官
43	長官の任命権に属する職員の旧姓の使用に 関すること	長官	長官
44	職員の転任に伴う人事記録の移管	課長	課長
45	職員の人事記録事項の証明	課長	課長
46	障害者の雇用の通報に関すること	課長	課長
47	職員の給与に関すること 長官の任命権に属する職員	長官	長官
	委任を受けた任命権に属する職員	長官	長官
48	級別定数の改定要求及び給与改善要求等 に関すること	長官	長官
49	級別定数及び俸給の特別調整額等の設定 及び配付等に関すること 重要なもの	長官	長官
	一般のもの	課長	課長
50	人事関係の統計・調査に関すること	課長	課長
51	叙位及び叙勲に関すること 重要なもの	長官	長官
	一般のもの	課長	課長
52	勤務を要しない日の指定及び振替え	課長	課長
53	職員の勤務時間の特例（A班・B班・C班） に関する指定	課長	課長
54	補助金等の交付決定、条件の付与及び通知（補 助金適正化法6条～8条） 重要なもの	事務次官	大臣
	一般のもの	長官	大臣
55	補助金等の交付決定の取消し並びに決定の内容		

	又はこれに付した条件の変更及び通知（同10条，17条）			
	重要なもの	事務次官	大	臣
	一般のもの	長官	大	臣
56	補助金等の交付に関する事務の委任及び財務大臣への協議（同26条，補助金適正化法施行令16条）	事務次官	長	官
57	補助金交付要領の制定及び改正	長官	長	官
58	補助金額の内示	長官	長	官
59	補助事業等の遂行命令，一時停止命令及び補助事業者等に対する是正措置命令（補助金適正化法13条，16条1項）			
	重要なもの	事務次官	大	臣
	一般のもの	長官	大	臣
60	補助金等の額の確定，返還命令及び返還命令等に伴う加算金又は延滞金の免除（同15条，18条，19条3項）			
	重要なもの	事務次官	大	臣
	一般のもの	長官	大	臣
61	入国者収容所及び地方出入国在留管理局の運営に関すること。			
	特に重要なもの	長官	長	官
	重要なもの	次長	長	官
	一般のもの	部長	長	官
		又は課長		
62	入国審査官及び入国警備官等の配置及び規律に関すること。	次長	長	官
63	特別審査官，難民調査官の指定（出入国管理及び難民認定法2条12号，12号の2）	次長	長	官
64	意見聴取担当入国審査官及び意見聴取担当難民調査官の指定（出入国管理及び難民認定法22条の4・2項，61条の2の8・2項）	次長	大	臣
			又は長官	
65	厚生労働大臣又は出入国在留管理庁長官指定医としての指定依頼（出入国管理及び難民認定法9条，17条）	次長	長	官
66	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める告示			
	行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するもの	長官	大	臣

	上記以外のもの	大	臣	大	臣
67	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める告示				
	行政手続法第39条第4項第8号に該当するもの	長	官	大	臣
	上記以外のもの	大	臣	大	臣
68	在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	次	長	長	官
69	出入国在留管理基本計画の策定及び変更（出入国管理及び難民認定法61条の10）	大	臣	大	臣
70	出入国在留管理基本計画の概要の公表	長	官	大	臣
71	出入国管理及び難民認定法第6条第3項に規定する電子計算機を設置する出入国在留管理官署の指定に関する事（出入国管理及び難民認定法6条3項，同法施行規則5条6項）。	長	官	長	官
72	出入国管理及び難民認定法第9条第4項に規定する電子計算機を設置する出入国在留管理官署の指定に関する事（出入国管理及び難民認定法9条4項，同法施行規則7条4項）。	長	官	長	官
73	出入国管理及び難民認定法第9条第8項に規定する登録を受け付ける出入国在留管理官署の指定に関する事（出入国管理及び難民認定法9条8項，同法施行規則7条の2・1項）。	長	官	長	官
74	特別永住者として本邦に永住することの許可（特別永住許可）に関する事（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法4条，5条）。				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
75	在留カードの交付に関する事（出入国管理及び難民認定法19条の6，19条の10，19条の11，19条の12，19条の13，20条4項，21条4項，22条3項，22条の2・3項・4項（22条の3における準用を含む。），50条3項，61条の2の2・3項）。				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官

76	特別永住者証明書の交付に関すること（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法7条, 11条, 12条, 13条, 14条, 19条）。				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
77	出入国管理及び難民認定法第19条の16に規定する届出を受け付ける出入国在留管理官署の指定に関すること（出入国管理及び難民認定法19条の16, 同法施行規則19条の15・3項）。	長	官	長	官
78	在留カードに表記された漢字等を使用した氏名の変更に関すること（出入国管理及び難民認定法施行規則19条の7・6項）。				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
79	特別永住者証明書に表記された漢字等を使用した氏名の変更に関すること（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則5条6項）。	長	官	長	官
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
80	在留カードの失効に関する情報の公表に関すること（出入国管理及び難民認定法施行規則19条の14）。	長	官	長	官
81	特別永住者証明書の失効に関する情報の公表に関すること（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則14条）。	長	官	長	官
82	公示送達に関すること（出入国管理及び難民認定法61条の9の2・6項）。	部	長	大	臣
83	上陸に関する異議申出の裁決に関すること（出入国管理及び難民認定法11条3項, 12条, 同法施行規則61条の2）。				
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	長	官	大	臣
84	在留に関する異議申出の裁決に関すること（出入国管理及び難民認定法49条3項, 50条, 同法施行規則61条の2）。				
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	長	官	大	臣

85	難民の認定及び難民の認定の取消しに関すること（出入国管理及び難民認定法61条の2, 61条の2の7）。 重要なもの 一般のもの	長 官 部長 又は課長	大 臣 又は長官 長 官
86	難民の認定をしない処分又は難民の認定の取消しに係る審査請求に関すること（同61条の2の9）。 特に重要なもの 重要なもの 一般のもの	大 臣 部長 又は課長	大 臣 大 臣 大 臣
87	在留資格に係る許可等に関すること（同61条の2の2）。 重要なもの 一般のもの	長 官 部長 又は課長	大 臣 又は長官 長 官
88	出国待機施設の指定に関すること（同13条の2, 59条3項, 出入国管理及び難民認定法施行規則52条の2, 別表5）。	長 官	長 官
89	争訟に関する代理人の指定及び解任（権限法5条）	課 長	大 臣 又は長官
90	外国人の不法入国事件の通報者に対する報償金の交付に関すること（出入国管理及び難民認定法66条）。	長 官	大 臣
91	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第1項第3号に係る認定に関すること 重要なもの 一般のもの	大 臣 部長	大 臣 大 臣
92	被収容者の処遇細則の制定・改廃の認可（被収容者処遇規則45条）	長 官	長 官
93	被収容者の処遇に関する異議の申出の裁決及び通知（同41条の3） 重要なもの 一般のもの	長 官 長次長	長 官 長 官
94	拳銃等の使用報告の受理（拳銃等の管理及び取	長 官	—

	扱規程23条 3 項)				
95	拳銃等の保管現況報告の受理(同 5 条 6 項)	部 長 又は課長	—		
96	拳銃等の亡失報告の受理(同11条 3 項, 5 項)	長 官	—		
97	拳銃等の訓練のための実弾射撃報告の受理(けん銃等の取扱いに関する訓練規程11条)	部 長 又は課長	—		
98	拳銃等の訓練における職員の受傷及び事故発生報告の受理(同12条)	長 官	—		
99	外国人住民に係る住民票の記載に係る出入国在留管理庁長官と市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第252条の19第 1 項の指定都市にあっては, 区。)の長との間の通知に関する事(出入国管理及び難民認定法61条の 8 の 2, 住民基本台帳法30条の50)。 重要なもの 一般のもの	長 官 部 長 又は課長	長 官	長 官	官 官
100	国の開設する病院又は診療所の開設, 休止, 廃止, 管理者の変更, 開設後の使用承認等に関する事(医療法 7 条, 9 条等)。	長 官	長 官	長 官	官 官
101	出入国管理及び難民認定法第24条第 3 号の 2 の規定による認定に関する事。	長 官	大 臣		
102	外国人の在留に関する事項の確認のための照会に関する事(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律29条)。	課 長	長 官	長 官	官 官
103	出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第 3 項第 1 号の規定に基づき法務大臣が定める機関を定める告示 重要なもの 一般のもの	長 官 次 長	長 官	長 官	官 官
104	出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し法務大臣が定める国, 地域及び行政区画を定める件	長 官	長 官	長 官	官 官
105	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等, 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等又は平成24年 4 月 18 日にベ				

	<p>トナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針</p> <p>重要なもの 一般のもの</p>	大 長	臣 官	大 長	臣 官
106	<p>外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務及び地方出入国在留管理局等の入国・在留手続の窓口業務に関する事務についての競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の規定による付議，決定，通知及び公表（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律14条1項，5項，6項，7項，15条，20条2項，21条2項，3項，22条3項，4項，26条1項，4項，27条1項，2項）</p>				
107	<p>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律に基づき大臣が行う協議に関すること（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律9条3項，14条2項，16条2項）。</p> <p>重要なもの 一般のもの</p>	大 長	臣 官	大 大	臣 臣
108	<p>国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第3条に規定する入国審査官に対する連絡に関すること（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律3条1項～3項）。</p>	大 長	臣 官	大 大	臣 臣
109	<p>日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること（この別表第一において別に定めるものを除く。）。</p> <p>重要なもの 一般のもの</p>	長 部 又は課長	官 長	大 長	臣 官
110	<p>本邦における外国人の在留に関すること（この別表第一において別に定めるものを除く。）。</p> <p>重要なもの 一般のもの</p>	長 部	官 長	大 長	臣 官

111	在留カード及び特別永住者証明書に関すること (この別表第一において別に定めるものを除く。) 重要なもの 一般のもの	又は課長 長 官 部 長 又は課長	長 官 長 官
112	難民の認定等に関すること (この別表第一において別に定めるものを除く。) 重要なもの 一般のもの	長 官 部 長 又は課長	大 臣 又は長官 長 官
113	外国人技能実習機構の資本金の増加に関すること (外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律60条2項)。	事務次官	大 臣
114	外国人技能実習機構の設立認可申請に関すること (同66条1項)。	大 臣	大 臣
115	外国人技能実習機構の理事長及び監事の指名に関すること (同66条2項)。	大 臣	大 臣
116	外国人技能実習機構の理事の任命に関すること (同71条2項)。	長 官	大 臣
117	外国人技能実習機構の理事の解任に関すること (同74条1項, 2項)。	長 官	大 臣
118	外国人技能実習機構の役員の兼職に関すること (同75条)。	大 臣	大 臣
119	外国人技能実習機構の評議員の任命に関すること (同84条1項)。	長 官	大 臣
120	外国人技能実習機構の評議員の解任に関すること (同85条)。	長 官	大 臣
121	外国人技能実習機構の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第87条の業務 (同条第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。) の一部の委託に関すること (同88条1項)。	長 官	大 臣
122	外国人技能実習機構の業務方法書の認可及び変更の認可に関すること (同89条1項)。	事務次官	大 臣
123	外国人技能実習機構の予算及び事業計画の認可及び変更に関すること (同92条1項)。	事務次官	大 臣
124	外国人技能実習機構の予算及び事業計画の認可	長 官	大 臣

	及び変更に係る財務大臣への協議 (同92条 2 項)				
125	外国人技能実習機構の財務諸表の承認に関する こと (同93条 1 項)。	長 官	大 臣		
126	外国人技能実習機構の短期借入金の認可に関する こと (同95条 1 項)。	事務次官	大 臣		
127	外国人技能実習機構の短期借入金の借換えの認 可に関すること (同95条 2 項)。	事務次官	大 臣		
128	外国人技能実習機構の短期借入金の認可及び借 換えの認可に係る財務大臣の協議 (同95条 4 項)	長 官	大 臣		
129	外国人技能実習機構の余裕金の運用に関するこ と (同97条)。	事務次官	大 臣		
130	外国人技能実習機構に対する監督命令に関する こと (同99条 2 項)。 重要なもの	事務次官	大 臣		
	一般のもの	長 官	大 臣		
131	外国人技能実習機構に対する報告の徴収及び立 入検査に関すること (同100条 1 項)。	長 官	大 臣		
132	外国人技能実習機構の定款の変更に関すること (同101条)。	長 官	大 臣		
133	外国人技能実習機構の予算の流用及び予備費の 承認に関すること (外国人技能実習機構の財務 及び会計に関する省令 9 条 2 項)。	事務次官	大 臣		
134	外国人技能実習機構の予算の繰越しの承認に関 すること (同10条)。	事務次官	大 臣		
135	外国人技能実習機構の会計規程の基本事項の承 認に関すること (同24条 2 項)。	事務次官	大 臣		
136	技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に 関する基本方針の策定に関すること (外国人の 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に 関する法律 7 条)。	大 臣	大 臣		
137	外国人技能実習機構に認定事務の全部若しくは 一部を行わせることとするとき、又は行わせな いこととするときの公示に関すること (同12条 7 項)。	長 官	長 官		
138	実習実施者等、監理団体等又は実習実施者等若 しくは監理団体等の役職員等に対する報告徴収 等に関すること (同13条 1 項)。	長 官	大 臣		
139	実習実施者に対する改善命令及びその公示に関 すること (同15条 1 項, 2 項)。 重要なもの	長 官	長 官		

	一般のもの	次	長	長	官
140	技能実習計画の認定取消し及びその公示に関する こと（同16条1項，2項）。				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	次	長	長	官
141	外国人技能実習機構に技能実習開始の届出の受 理を行わせることとするとき，又は行わせない こととするときの公示に関すること（同18条4 項）。	長	官	長	官
142	監理団体の許可に関すること（同23条1項）。				
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	長	官	大	臣
143	外国人技能実習機構に監理団体の許可のための 事実関係の調査の全部若しくは一部を行わせる こととするとき，又は行わせないこととする ときの公示に関すること（同24条7項）。	大	臣	大	臣
144	外国人技能実習機構に監理事業者への許可書の 交付若しくは再交付の事務を行わせることとす るとき，又は行わせないこととするときの公示 に関すること（同29条5項）。	大	臣	大	臣
145	監理団体の許可の有効期間の更新の許可に関す ること（同31条2項）				
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	長	官	大	臣
146	監理団体の監理許可に係る事業の区分の変更の 許可に関すること（同32条1項）。				
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	長	官	大	臣
147	団体監理型技能実習関係者等に対する報告徴収 等に関すること（同35条1項）。	大	臣	大	臣
148	監理団体に対する改善命令及びその公示に関す ること（同36条1項，2項）。				
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	長	官	大	臣
149	監理許可の取消し及びその公示に関すること（同 37条1項，4項）。				
	重要なもの	大	臣	大	臣
	一般のもの	長	官	大	臣
150	職権で監理許可（一般監理事業に係るものに限 る。）を特定監理事業に係るものに変更するこ				

	と及びその公示に関すること（同37条2項、4項）。				
	重要なもの	大長	臣官	大	臣
	一般のもの				
151	監理事業の全部又は一部の停止を命ずること及びその公示に関すること（同37条3項、4項）。				
	重要なもの	大長	臣官	大	臣
	一般のもの				
152	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第2章の規定の施行に関する監理団体に対する指導及び助言に関すること（同50条1項）。	大長	臣官	大	臣
153	技能実習の継続が困難となった監理団体等に対する指導及び助言に関すること（同51条2項）。	長	官	大	臣
154	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第2章の規定の施行に関する実習実施者に対する指導及び助言に関すること（同50条1項）	次	長	長	官
155	技能実習の継続が困難となった実習実施者等に対する指導及び助言に関すること（同51条2項）	次	長	長	官
156	事業所管大臣への特定の業種に属する事業に係る協力要請に関すること（同53条）。				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	次	長	長	官
157	事業所管大臣への情報の提供、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため当該措置の実施を求めると及び同措置について報告を求めることに関すること（同55条1～3項）。				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	次	長	長	官
158	特定技能所属機関に対する指導及び助言に関すること（出入国管理及び難民認定法19条の19）				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
159	特定技能所属機関若しくは特定技能所属機関の役員若しくは職員に対する報告徴収等に関すること（同19条の20）				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
160	特定技能所属機関に対する改善命令及びその公				

	示に関する事 (同19条の21)				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
161	登録支援機関の登録に関する事 (同19条25, 26)				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
162	登録支援機関に対する指導及び助言に関する事 (同19条の31)				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
163	登録支援機関の登録の取消しに関する事 (同19条の32)				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
164	登録支援機関に対する報告又は資料の提出要求に関する事 (同19条の34)				
	重要なもの	長	官	長	官
	一般のもの	課	長	長	官
165	前各号に準ずる事項	大	臣	大	臣
		事務次官	事務次官	事務次官	事務次官
		官房長	官房長	官房長	官房長
		長	長	長	長
		次部	次部	次部	次部
		又課	又課	又課	又課
		長	長	長	長

別表第二（第16条関係）

文書記号について

文書の記号は、次によるものとする。

- 1 省令，告示及び官報掲載を必要とする訓令に付す記号は，法務省行政文書取扱規則によるものとするほか，「出入国在留管理庁訓令」とする。
- 2 上記以外の文書の記号は，次表のとおりとする。ただし，参事官は政策課の文書記号を使用する。
- 3 官報に掲載しない訓令については，前記2の記号の次に「訓」の文字を加える。
- 4 秘密文書については，最後に「秘」の文字を加える。

課 名	記 号
出入国在留管理庁 総務課 政策課 出入国管理課 審判課 警備課 在留管理課 在留支援課 情報分析官	入管庁総 入管庁政 入管庁入 入管庁審 入管庁警 入管庁管 入管庁支 入管庁情